

中高生世代の居場所づくり事業

運営委託事業者募集要項

令和8年2月
府 中 市

1 事業の目的

府中市では、中高生世代が家庭や学校以外の第三の居場所として安心安全に過ごすことができる居場所を設置し、地域とのつながりや社会と関わる力、学習習慣等、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的として、中高生世代の居場所づくり事業を市内 2 地区（東西）で実施します。

本事業を実施するにあたり、中高生世代及び保護者の視点に立った良質なサービスを提供できる事業者をプロポーザル方式により選考します。

2 事業の内容

(1) 対象者

原則として市内在住または在学の中高生世代

(2) 業務内容・実施場所

中高生世代を対象とした居場所づくり事業を東西 2 地区で実施する。

詳細は、別紙「中高生世代の居場所づくり事業運営委託調達仕様書」のとおり。

希望する地区ごとに選考を行いますが、2 地区への応募も可能とします。

(3) 事業実施日

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの原則として月曜日から金曜日までの週 1 回以上（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日を除く。）

詳細な実施日については市と協議のうえ決定することとします。

(4) 実施時間

原則として 17 時 30 分～20 時 30 分（前後 30 分を準備・片付けの時間とする）

詳細な実施時間については市と協議のうえ決定することとします。

(5) 契約履行期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、本市が事業者を評価し、その評価に応じて令和 9 年度以降についても契約を行う可能性があります。

(6) 提案限度額

1 地区につき 299 万 8,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、提案限度額は、本件委託業務の実施に係るすべての費用を含みます。また、契約については、令和 8 年度予算が議決された場合に締結するものであり、議決が得られない場合には契約しないこととし、市はその責任を負いません。

3 応募資格

本件に応募する者（以下「応募者」といいます。）は、法人格を有する団体、又は青少年健全育成活動に現に携わっている団体とし、参加申込書提出期限日において次の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (4) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 実施スケジュール

項目	日 程
募集要項等の公表	令和8年2月10日（火）
募集要項や業務提案書に関する質問の受付	令和8年2月10日（火）～17日（火）
質問回答（市ホームページに掲載）	令和8年2月19日（木）
参加申込に係る書類の提出期間	令和8年2月10日（火）～25日（水）
一次審査結果通知・業務提案書提出依頼	令和8年3月上旬
業務提案書に係る書類の提出期間	令和8年3月12日（木）～3月23日（月）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年4月上旬
審査結果通知	令和8年4月中旬
契約締結及び受注者の公表	令和8年4月下旬

5 募集要項の配布

- (1) 配付期間 令和8年2月10日(火)から25日(水)まで
- (2) 配付方法 市ホームページからダウンロード

6 提出書類

- (1) 参加申込に係るもの(各1部)
 - ア 参加申込書(所定の様式)
 - イ 定款及び登記事項証明書(写し可)
 - ウ 役員の名簿
 - エ 財務諸表(最新のもの)
 - オ 直近事業年度の法人市民税納税証明書
 - カ 直近事業年度の消費税及地方消費税納税証明書
 - キ 青少年健全育成事業における実績届(様式は任意。過去5年間の実績を明記すること。)
- (2) 提案書に係るもの
 - ア 提案書 正本1部、副本8部
 - イ 見積書 正本1部、副本8部
 - 2つの地区に応募する場合、提案書及び見積書は地区ごとに作成してください。
提案書の様式は任意としますが、別紙「企画・提案項目」に定める内容を必ず記載してください。
 - 正本には事業者名を記載しますが、副本には提案者が判別できないよう事業者名及び提案者が推測できるような情報は記載しないでください。

7 提出書類の提出期間及び提出方法

- (1) 参加申込に係るもの
 - ア 提出期間 令和8年2月10日(火)から2月25日(水)午後5時まで
 - イ 提出場所 子ども家庭部児童青少年課(おもや3階)
 - ウ 提出方法 事前に電話連絡の上、児童青少年課窓口に持参
- (2) 提案書に係るもの
 - ア 提出期間 令和8年3月12日(木)から3月23日(月)午後5時まで
 - イ 提出場所 子ども家庭部児童青少年課(おもや3階)
 - ウ 提出方法 事前に電話連絡の上、児童青少年課窓口に持参

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年2月10日(火)から2月17日(火)まで
- (2) 受付方法 児童青少年課へ質問票(様式は任意)を添付したメールを送信
(宛先:jidou01@city.fuchu.tokyo.jp)
メールを送信した際は、児童青少年課に電話し、到着を確認すること。また、メールの件名は、「【プロポ質問】中高生世代の居場所づくり事業委託」とすること。
なお、評価基準の配点等、審査にかかる質問、電子メール以外の方法で提出された質問には回答しない。
- (3) 質問への回答 令和8年2月19日(木)までに市ホームページへ掲載

9 受託候補者の選定方法

受託候補者は、「府中市中高生世代の居場所づくり事業受託候補者選定委員会」の審査に基づき、選定します。

- (1) 一次審査(参加資格の確認及び実績審査)
参加資格の確認及び市における運営状態の評価に基づいた審査を実施します。
一次審査の結果は、令和8年3月上旬に通知します。
- (2) 二次審査(提案書及びプレゼンテーションに基づく審査)
一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、その結果、1事業者を受託候補者として選定します。

ア 実施日

令和8年4月上旬

詳細な日時、場所等は別途連絡します。

イ 留意事項

提出した業務提案書をもとに、本業務に係る提案等の内容をプレゼンテーションしていただきます。原則として提案書に記載した実施体制における管理責任者及び主たる業務担当予定者(1事業者あたり3名以内)が出席し、提案説明及び質疑への回答を行うこととします。説明の際は、提案者が特定されないよう留意してください。

なお、提出書類に記載されている内容以外の事項についてプレゼンテーションを行うことはできません。時間は20分以内とし、説明の際にパソコンを使用する場合は、各自持参してください。プロジェクター及びスクリーンについては市で用意します。

また、評価は別紙「企画・提案項目」に基づき実施します。

(3) 選定結果の通知

選定委員会の審査結果の報告を受け、令和8年4月中旬に書面により通知します。なお、選定されなかった場合、通知に記載された理由に疑義がある団体は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に書面により非選定理由の説明を求めることができます。

(4) 契約について

契約締結については、令和8年4月下旬を予定しています。

(5) その他

応募のない地区、または全ての応募者が選定されなかった地区については、もう一方の地区における総合得点が配点の6割を上回る応募者のうち、より評価の高い応募者から順番に協議のうえ、受託候補者として選定します。

10 その他留意事項

- (1) 参加申込書や提案書等の書類が提出期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合であっても本プロポーザルに参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替及び再提出は認めない。
- (3) 書類の作成や提出に係る経費は参加者の負担とする。
- (4) 提案に係る提出書類は返却しない。
- (5) 提案に係る提出書類は、選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とする。
- (7) 提出された資料について、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、原則開示する。特に、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示するので、その旨を了承のうえ、資料を作成し、提出すること。
- (8) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び参加者以外の第三者の責に起因する事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) 受託候補者が契約締結するまでの間に、正当な理由なく代表者又は役員を変更した場合は、契約を締結しないことがある。
- (10) 市が必要と認める場合には、応募者の活動実績の確認等を行う場合がある。
- (11) 提案により採用されたことをもって、全ての提案内容について契約を保証するものではない。
- (12) 本事業にかかる令和8年度予算が成立しない場合は契約を締結しない。

11 問合せ先

府中市子ども家庭部児童青少年課 (担当) 竹内・立川

〒183-8703 府中市宮西町2-24(府中市役所「おもや」3階)

電話 042-335-4427(直通)

FAX 042-365-9983

E-mail jidou01@city.fuchu.tokyo.jp